



高額な医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧



## 第3部 お金のことについて



がんの治療では近年、新薬の登場などにより、通院しながら日常生活を長くすごせるようになってきました。ただし手術代・薬代といった治療費のほか、交通費など様々な費用がかかります。休業・失業した場合、ご自身やご家族の生活費も考える必要がでてきます。

金額が大きすぎて治療が続けられないのではないかな。大きな借金をしなければならないのかな。生活に必要な車や家も手放さなければならないのかな。こうした強い不安を抱きながら誰に相談して良いかわからない方は少なくないことでしょう。

しかし、多くの方が利用でき、その不安解消に大きく役立つ制度があります。各々の立場にあった制度もあります。

利用にあたっては、手続きが必要ですので、制度の名前や仕組みをご自身で理解することが大切です。

ここで紹介する情報を元に、ご自身が利用できる制度を見つけてください。もし迷った時は、ぜひ通院・入院なさっている医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。あなたの治療費の見通しや適した制度について一緒に考え、あなたの不安に応えるサポートがきっと得られるはずです。

私たちが相談にのります！



こちらも  
チェック!



P90 「治療にかかる費用について」

P94 「公的助成・支援の仕組みを活用する」

## 1. 高額な医療費の負担を減らしたい

### (1) 高額療養費制度及び関連で利用できる制度

#### (A) 高額療養費制度

日本では国民皆保険制度により、全ての方が健康保険や国民健康保険、共済組合など、公的医療保険に加入しています。公的医療保険を利用することで、治療費の1～3割の自己負担で治療を受けることができます。

がんの治療では自己負担の額だけでもかなり高い金額になることがあります。しかし、高額療養費制度を利用すると、自己負担の額を一定の金額に抑えることができます。多くの方が利用できますので、是非ご活用ください。

また(B)で紹介する各種の制度を利用すると支払いを抑えることができますので積極的に利用しましょう。

自己負担の限度額は、次ページの表のように年齢や収入によって異なります。

多くの方向けの制度です。



#### 覚えておくとよいこと

- ① 1日～月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ② 外来での医療費と入院費は別々に計算します。ただし、それぞれ21,000円を超えた場合は合わせて計算できます。
- ③ 外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ④ 自己負担分を超えた方には各医療保険より後日、通知があります。

**手続き方法** 加入している各医療保険の窓口で払い戻しを受けてください。

**問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口 (P59をご参照ください。)

高額な医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧



高額な医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧

## ■ 70 歳未満の方の場合

(2011 年 12 月現在)

区分	高額療養費／自己負担限度額（1カ月）		食事の標準負担額（1食）
	一部負担金の額（1カ月） （自己負担限度額）	1年間に4回以上あるとき 4回目から	
上位所得者	150,000 円＋ （医療費－500,000 円） × 1%	83,400 円	260 円
一般	80,100 円＋ （医療費－267,000 円） × 1%	44,400 円	260 円
低所得者 非課税世帯	35,400 円	24,600 円	210 円 （90 日まで） 160 円 （過去 12 カ月で 91 日以上）

## ■ 70 歳以上の方の場合【後期高齢者医療も含む】

区分	高額療養費／自己負担限度額（1カ月）			食事の標準負担額（1食）
	個人ごと 外来	世帯ごと （外来＋入院）	1年間に4回以上あるとき 4回目から	
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円＋ （医療費－267,000 円） × 1%	44,400 円	260 円
一般	12,000 円	44,400 円	/	260 円
低所得者Ⅱ 非課税世帯	8,000 円	24,600 円		210 円 （90 日まで） 160 円 （過去 12 カ月で 91 日以上）
低所得者Ⅰ 非課税世帯	8,000 円	15,000 円	/	100 円

**(B) 病院や薬局での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる便利な制度**

**1) 高額療養費限度額適用認定証(以下、限度額認定証)**

限度額認定証を持っていると病院や薬局での支払いが一定の金額(自己負担額)にとどめられる制度です。



**覚えておくとよいこと**

- ① 限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ② 病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合は払い戻しとなります。

**問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口 (P59をご参照ください。)

対 象	事前の手続き	病院・薬局などで
○ 70 歳未満の方 ○ 70 歳以上の非課税世帯の方	加入する健康保険組合などに交付申請をしてください。	「限度額認定証」を窓口へ提示してください。
70 歳以上 75 歳未満 非課税世帯等でない方	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口へ提示してください。
75 歳以上で 非課税世帯等ではない方	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

※「限度額認定証」を提示しない場合は、従来通りの高額療養費制度の手続きになります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

高額な医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧



## 2) 標準負担額減額認定証

対象は非課税世帯の方のみです。入院時の食事費用の自己負担を減額する制度です。



### 覚えておくこと

- ① 限度額認定証と一緒に手続きします。あわせて1枚の認定証がもらえます。
- ② 申請した月の初日から有効です。
- ③ 申請を忘れて、病院窓口への提示を忘れると、後日払い戻しがないので注意してください。

**問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口  
(P59をご参照ください。)

## 3) 高額療養費貸付制度

医療費(保険適用分)の自己負担分が立て替えできないときに、1ヶ月の医療費の自己負担限度額を差し引いた額の8割～10割が無利子で貸付けられる制度です。医療費を支払う前に手続きをしてください。



### 覚えておくこと

限度額認定証の手続きを忘れて、複数の医療機関で高額な医療費の支払いがあるときなどにも利用できる制度です。

ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合もあります。

**問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口  
(P59をご参照ください。)

## (2) 確定申告による医療費等の控除

1年間に一定以上の医療費など(及び介護費用)の自己負担があった場合に、税金を軽減します。



### 覚えておくとよいこと

- ① 該当しそうな領収書やレシートは捨てずに必ず保管しましょう。
- ② 高額療養費制度では対象とならない費用も該当します。
- ③ 会社などの年末調整とは別に、自分で確定申告をする必要があります。

#### 問い合わせ先

居住地を管轄する税務署  
(P58をご参照ください。)

対象となる人	一定の収入があるすべての人
計算方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 1月1日～12月末に支払った医療費から「高額療養費制度などから払い戻された費用・生命保険やがん保険の給付金・保険金」を差し引きます。</li> <li>② そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。</li> </ol>
対象となる主な費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や歯科医師による診療費</li> <li>・通院交通費(ガソリン代や駐車料金は除く)、医師などの送迎費、入院時の部屋代(必要性がある場合)や食事代、医療器具の購入・貸与費など</li> <li>・介護保険サービス利用料の一部</li> <li>・寝たきり高齢者のおむつ代(医師の証明が必要)</li> <li>・治療目的でのマッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師などの施術費用</li> <li>・薬代(病気やけがのために、薬局・薬店で購入した市販薬も含む)など</li> </ul>
申告時期	所得税の確定申告期間(毎年2月16日～3月15日)

高額な医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧



高額の医療費の負担を減らしたい

経済的な負担を減らしたい

がんによる障害を持っており、経済的な負担を減らしたい

問い合わせ一覧

### (3) 介護サービスを受けている場合に利用できる制度

#### (A) 高額介護・高額介護予防サービス費

利用者が同じ月内に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額のうち、利用者負担の上限を超えた分が支給されます。

支給の対象者		世帯の上限
高齢福祉資金受給者で世帯全員が非課税の方		15,000円
本人および世帯全員が非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	15,000円
	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以上	24,600円
課税世帯		37,200円

※施設サービスでの食費、居住費および日常生活費、個室代等は高額介護サービス費の支給の対象になりません。



#### 覚えておくこと

① 払い戻しの仕組みは高額療養費制度と同様です。

**問い合わせ先** 各市町村の介護保険担当窓口  
(P54をご参照ください。)

#### (B) 高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。



#### 覚えておくこと

- ① 世帯内に同一の医療保険の加入者が対象です。
- ② 費用は、毎年8月からの1年間で計算されます。  
(8月1日～7月31日)
- ③ 医療費と介護費の自己負担を合計し基準額を超えた場合に支給されます。
- ④ 入院時の食事代や差額ベッド代は含みません。
- ⑤ 国民健康保険加入者と後期高齢者医療対象の方には通知が来ます。
- ⑥ その他の保険(健康保険、共済組合等)は通知がないため、申請する必要があります。

**問い合わせ先** 各市町村の介護保険窓口や加入する医療保険窓口(P54またはP59をご参照ください。)